

特殊車両の指導取締りを実施します

国土交通省郡山国道事務所では猪苗代警察署と協力し、特殊車両の指導取締りを実施します。

重量制限を超過した車両が、通行することにより道路に与える影響は、道路構造の劣化を早めることとなります。

この指導取締りは、道路の保全及び事故等の危険防止を図るとともに、特殊車両通行許可制度の普及啓発及び無許可・違反車両に対して是正指導を行うことを目的として実施するものです。

※特殊車両とは、車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架橋の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両

1. 実施日時 令和6年9月10日(火) 13:30～15:30
悪天候等により中止となる場合があります。
2. 実施場所
国道49号：猪苗代車両検測所
3. 前回の指導取締実施状況



・運転手へ聞き取り



・車両の計測

※当日の実施可否、取材等に関しましては下記までお問い合わせください。

【記者発表会：郡山記者クラブ、会津若松市政記者クラブ】

(お問い合わせ先)
国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所 TEL 024(946)0333(代表)
管理課長 加藤 修(かとう おさむ) 内線431

実施場所位置図



猪苗代車両検測所 : 耶麻郡猪苗代町大字山潟字出戸墓目地内